

## 渋川市内部統制基本方針

### 1 内部統制の導入に関する基本的な考え方

人口減少社会においても、安定的、持続的、効率的かつ効果的に行政サービスを提供する体制を確立することが求められていることから、事務事業の執行におけるリスクを認識し、適正に業務を執行するための内部統制の体制を整備するとともに、その充実に向けた不断かつ着実なアクションを進めが必要です。

市長の強いリーダーシップのもと、組織や職員一人ひとりが内部統制に主体的に取り組むことで、業務に伴う重大なミスや不祥事の発生を未然に防ぎ、市民から大きく信頼される行政運営の確立に取り組みます。

### 2 基本方針の位置づけ

地方自治法第150条第2項に基づき策定するものです。

### 3 内部統制の目的・取組の視点

#### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

質の高い市民サービスを提供するため、最少の経費で最大の効果を挙げることが求められていることから、効率的かつ効果的に事務を執行するとともに、自治を担える人づくりと力を最大限発揮する組織づくりを行います。

#### (2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告は、議会や市民等が政策実績の確認やモニタリングをする上で重要な情報を提供するものであることから、財務報告の信頼性を確保し、市民からの信頼を維持・向上させます。

#### (3) 業務に係る法令等の遵守

法令遵守は市民からの信頼の基礎であり、職員一人ひとりは当然のことながら、組織全体にコンプライアンスに対する意識を徹底させます。

#### (4) 資産の保全

財政基盤や市民からの信用に大きな影響が及ぶことを防ぐため、税を主な財源として取得される資産である財産及び現金が、不正に取得、使用及び処分されることを防止するための体制を整備します。

### 4 内部統制の対象事務

財務に関する事務及び（公正な職務の執行を損なうおそれのある）働きかけへの対応に関する事務とします。

## 5 内部統制の推進体制

内部統制における最高責任者を市長とともに、全庁的な内部統制を推進するため、内部統制推進・評価会議（以下「会議」という。）を設置します。

会議は、次に掲げる全庁的な内部統制の整備及び運用に関する取組を推進します。

- ①内部統制の推進に必要な企画及び立案に関すること。
- ②内部統制の整備及び運用に関する評価に関すること。
- ③職員への内部統制の周知及び意識醸成に関すること。
- ④その他内部統制の推進に必要な事項を定めること。

内部統制の整備及び運用について助言・指導をする外部有識者を加え、内部統制の実効力を高めます。

## 6 内部統制の評価（令和2年度の整備状況及び運用状況から適用）

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価し、評価報告書を市民に公表します。

## 7 監査委員との連携

内部統制の推進に当たっては、必要に応じて監査委員への情報提供や意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用に努めます。

令和2年4月1日

渋川市長 高木勉